

公 告

次のとおり制限付き一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年3月23日

青森県教育委員会 教育長 和嶋 延寿

1 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託（請負）に係る委託料として、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

自家用電気工作物保安管理業務委託

2 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

入札説明書による

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係る役務契約「電気設備の保守点検」についてAの等級に格付けされた者であること。

エ 県内に本店又は支店を有するものであること。

オ 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業所で、かつ、当該事務所に電気主任技術者の有資格者が常駐していること。

カ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。

キ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認等

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和4年3月29日(火)午前11時まで

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

学校施設課 施設整備グループ(青森県庁西棟6階)

5 契約書(案)及び入札関係資料を示す期間及び場所

(1) 期間 令和4年3月23日(水)から令和4年3月30日(水)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所 4の(2)のイに定める場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年3月31日(木)午前11時

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁西棟6階会議室

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

10 契約書の取り交わしの時期

令和4年4月1日

11 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所 4の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県教育委員会ホームページにおいて公開する。

(2) 交付期間 5の(1)に定める期間に同じ。

12 本公告に関する問合せ先

青森県教育庁 学校施設課 施設整備グループ

電話017-734-9876